

## 平成30年度 みなかみ町国民保護計画(改訂案)概要

みなかみ町では、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律「国民保護法」に基づき、その他の法令、国民の保護に関する基本方針、群馬県国民保護計画を踏まえ、武力攻撃等から町民の生命・身体及び財産を保護し、町民生活等に及ぼす影響を最小限にすることを目的に、町の責務や避難・救援・武力攻撃災害への対処など、町が行うべき措置について規定する計画として、平成19年4月に『みなかみ町国民保護計画』を策定しました。本計画は、策定から11年が経過しており、この間、国民の保護に関する基本指針や群馬県国民保護計画の変更、本町の地域防災計画の修正等による表記の追加や変更等が生じたことから、このたび、本計画を改訂します。

### 本町計画の構成

<p>第1編 総論</p> <p>1 町の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>2 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>3 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>4 町の地理的、社会的特徴</p> <p>5 町の国民保護計画が対象とする事態</p>	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>1 組織・体制の整備等</p> <p>2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>3 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>4 国民保護に関する啓発</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>1 初動連絡体制の迅速な確率及び初動措置    2 町対策本部の設置等</p> <p>3 関係機関相互の連携                            4 警報及び避難の指示等                    5 救援</p> <p>6 安否情報の収集、提供                        7 武力攻撃災害への対処</p> <p>8 応急措置等                                        9 被災情報の収集及び報告                10 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>11 保健衛生の確保その他の措置                12 特殊標章等の交付及び管理</p>	<p>第4編 復旧等</p> <p>1 応急の復旧</p> <p>2 武力攻撃災害の復旧</p> <p>3 国民保護措置に要した費用の支弁等</p> <p>第5編 緊急処理事態への対処</p> <p>第6編 首都圏等への支援</p>
---	--	---	--

### みなかみ町国民保護計画の主な改訂内容

#### ▼「国民保護に関する基本方針」や「群馬県国民保護計画」との整合に伴う主な改訂

- ・ 攻撃対象施設等による分類における事態例として交通機関を用いた攻撃を追加（第1編 第5章 町の国民保護計画が対象とする事態）
- ・ 町における組織・体制の整備において、県内・県外にわけて職員配備体制を明記（第2編 第1章 町における組織・体制の整備）
- ・ 新たな警報伝達手段として全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の明記（第2編 第1章 町における組織・体制の整備）
- ・ 緊急事態発生時の初動体制として町災害対策本部を設置するが、その配備体制を明記（第3編 第1章 初動連絡体制の迅速な確率及び初動処置）
- ・ 武力攻撃による災害発生時に現場における関係機関の活動を円滑に調整するために現地調査所が設置されるが、その役割について明記（第3編 第2章 町対策本部の設置等）
- ・ 国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、本町の国民保護対策本部も同協議会に参加することを明記（第3編 第3章 関係機関相互の連携）
- ・ 大規模集客施設や旅客輸送施設における施設滞在者等への避難対策を明記（第3編 第4章 警報及び避難の指示等）
- ・ 安否情報システムによる安否情報の収集、提供の利用を明記（第3編 第6章 安否情報の収集・提供）
- ・ 生活関連等施設について町が管理する施設の安全の確保を明記（第3編 第7章 武力攻撃災害への対処）

#### ▼「みなかみ町地域防災計画」、「災害基本法」等との整合に伴う修正など

- ・ 本町の組織改正等に伴う改訂
- ・ 「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に修正

#### ▼町の地理的、社会的特徴などの時点修正